

消費者ネットワークわかやま運営規則

(名称)

第1条 この会の名称は、消費者ネットワークわかやまという。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

(目的)

第3条 この会は、和歌山県において①消費者被害の実態を把握し、当会の活動に生かす事②消費者行政の実態を把握し、行政と連携した活動を実施する事③消費者被害の未然防止に向けた自立した消費者の育成と消費者被害の救済につなげる事④消費者支援機構関西と連携する事を目的とする。

(活動)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、消費者被害情報の収集や消費者啓発及び学習、会員相互・他団体・行政との情報交換等の活動を行う。

(会員)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同し、世話人会で承認を得た団体、個人を会員とし、構成する。入会に際しては入会申込書により代表に申込むものとする。世話人会は、総会に新加入団体、個人を報告する。

(退会)

第6条 この会は、会員本人の申し出により、退会する。その場合、事務局は世話人会に事後報告をする。

2. 会員が会の信用を失墜させるなど、会の目的に反する行為をした時は、世話会の議決により、当該会員を退会させる事ができる。

(役員及び運営)

第7条 この会は、代表、副代表を置く。代表、副代表は世話人会で選任し、総会で承認する。任期は1年とする。

第8条 この会は、運営機関として世話人会を設ける。世話人会は総会の決定に基づき付託又は委託された事項を執行する。

1、世話会の構成は、総会において団体会員、個人会員から選出する。

2、世話会は、必要に応じて随時開催する。

(事務局)

第9条 この会の世話人会は、事務及び会計を処理するため事務局を設置する。

(総会)

第10条 総会は団体会員の代表、個人会員によって構成し、年1回開催する。但し、代表が必要と認めた場合は臨時に開催できる。

1、総会は次の事項を審議する。

- ・規則の変更、解散、合併
- ・事業計画及び収支予算
- ・世話人、会計監査の選出、代表、副代表の承認。

2、総会の議事は原則として出席者の過半数により決定する。参加団体は同意できない問題がある場合は、その決定に先立ちその旨を表明し、責任を免れることができる。

(財政)

第11条 この会は、団体会員、個人会員の会費と寄付を財政とする。会費の金額については別途定める。

(会計監査)

第12条 この会は、会計監査をおき、総会で選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営規則の改廃)

第14条 消費者ネットワークわかやま運営規則の改廃は総会で行う。

(設立)

第15条 この会は2011年3月26日に設立する。

附則 この規則は2011年3月26日から実施する。